



2025 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 栄研化学株式会社
代表者名 代表執行役社長 瀬川 雄司
(コード:4549 東証プライム)
問合せ先 執行役
経営管理統括部長 工藤 知博
(TEL. 03-5846-3379)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

<当社の役員>

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 23 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 40,321 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,130 円
(4) 処 分 総 額	85,883,730 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	社外取締役 7 名 3,710 株 当社執行役 11 名 36,611 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

<当社の従業員>

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 23 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 77,688 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,130 円
(4) 処 分 総 額	165,475,440 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社従業員 134 名 77,688 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月18日開催の報酬委員会において、役員・従業員が一丸となって、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を強く意識して取り組むために、インセンティブを明確にするとともに、株主の皆様と株主価値を共有することを目的とし、当社の取締役、執行役（以下、「対象役員」）及び幹部社員（以下、「対象従業員」、対象役員と対象従業員を合わせて、以下「割当対象者」といいます。）に対し、譲渡制限付株式報酬制

度の導入を決議しております。本件の詳細につきましては、2022年11月18日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、あらかじめ定められた一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれることといたします。

対象役員は本日開催の当社の報酬委員会の決定、対象従業員は支給時の職位に基づき、金銭債権計251,359,170円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式計118,009株を付与することといたしました。また、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を図るインセンティブの付与という本制度の導入目的に照らし、対象役員の譲渡制限期間については当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当を受けた日から当社の取締役、執行役又は相談役、特別顧問、参与のいずれの地位をも退任した直後の時点までの期間とし、対象従業員の譲渡制限期間は3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者152名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

＜対象役員＞

2025年7月23日（以下「本処分期日」といいます。）から当社の取締役、執行役又は相談役、特別顧問、参与のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間、本割当株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

＜対象従業員＞

2025年7月23日～2028年6月1日

譲渡制限付株式の割当を受けた対象従業員は、上記期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

＜対象役員＞

対象役員が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、執行役又は相談役、特別顧問、参与のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

役務提供期間中に対象役員が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱いについては、下記①②のとおりとする。

① 譲渡制限の解除時期

対象役員が、当社の取締役、執行役又は相談役、特別顧問、参与のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（ただし、死亡による退任の場合を除く。）により退任した場合は、対象役員の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任の直後の時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日含む月から対象役員の退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

<対象従業員>

対象従業員が2025年4月1日から2028年3月31日までの期間（以下「対象勤務期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、対象従業員の職位に係る条件（以下「職位条件」という。）に応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

対象勤務期間中に、対象従業員が、定年（定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了と読み替える）、役員就任、その他の正当な事由（対象従業員の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位をも退職した場合には、職位条件に応じて、本割当株式の全部または一部について、当該退職の直後の時点で、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が死亡により退職した場合には、解除する株式数は0株とする。

【職位条件】

譲渡制限が解除される株式数は、対象従業員の職位に基づき、次の算式によって計算した結果得られる数とする（ただし、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）。

- 対象勤務期間中において、下表に定める職位別解除株式数について、対象勤務期間開始時点の職位（以下「当初職位」という。）に対応した職位別解除株式数（以下「基準解除株式数」という。）から減少する職位の変更が含まれていない場合
譲渡制限解除株式数 = 基準解除株式数 × (勤務期間/36)
- 対象勤務期間中において、下表に定める職位別解除株式数について、基準解除株式数から減少する職位の変更が含まれている場合
譲渡制限解除株式数 = A + B

A = 基準解除株式数 × (当初職位（下表に定める職位別解除株式数が当初職位と同じ職位を含む。）による勤務期間/36)
B = 当初職位以外の職位（下表に定める職位別解除株式数が当初職位と異なる職位に限る。）に対応した職位別解除株式数 × (当該職位による勤務期間/36)

なお、勤務期間は対象勤務期間開始日を含む月から起算する。

職位	職位別解除株式数
室長	1,408 株
部長	704 株
課長	422 株

(3) 当社による無償取得

<対象役員>

対象役員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

＜対象従業員＞

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第88期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,130円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上